

中野区教育委員会会議録 平成21年第21回定例会

○開会日 平成21年6月26日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時46分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○出席理事者（7名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長	大 島 やよい
委 員	高 木 明 郎

○傍聴者数

7人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第31号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 6 / 1 2 第九中学校理科講演会について
- ・ 6 / 1 2 保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会について
- ・ 6 / 1 3 鷺宮小学校学校公開について
- ・ 6 / 1 3 ・ 1 4 日本小児医会全国大会について
- ・ 6 / 1 6 中野区議会第2回定例会議案等議決について
- ・ 6 / 1 7 白桜小学校開校記念式典について
- ・ 6 / 1 7 丸山小学校・沼袋小学校統合委員会について
- ・ 6 / 1 8 第四中学校学校公開について
- ・ 6 / 1 9 白桜小学校学校訪問について
- ・ 6 / 2 0 大和小学校学校公開について
- ・ 6 / 2 0 私立幼稚園連合会親睦卓球大会について
- ・ 6 / 2 2 第59回社会を明るくする運動中野区推進協議会について
- ・ 6 / 2 3 中央中学校人権講演会について
- ・ 6 / 2 5 東京保健医協会の講演会について
- ・ 6 / 2 5 中野区図書館運営協議会
- ・ 軽井沢少年自然の家元職員の懲戒処分及び逮捕について

(2) 事務局報告事項

- ①損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について（教育経営担当）
- ②軽井沢少年自然の家職員の懲戒処分について（教育経営担当・学校教育担当）
- ③第9期中野区図書館運営協議会の提言について（中央図書館）

〔協議事項〕

- ①教育ビジョン（第2次）の検討について

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第21回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<日程第1>

大島委員長

それでは、日程第1、第31号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第31号議案、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正手続についてご説明をいたします。

今回の改正は、別記様式第11号、1枚おめくりいただきまして2枚目のところがございます。この別記様式第11号に記載事項を追加するものでございます。

追加する内容が、その下のところがございますアンダーラインの部分、8番のところ、出産予定日又は出産日、その以下、「並びに取得時間、既取得日数及び残日数」の部分と、同じく18番の出産日予定日又は出産日「並びに取得時間、既取得日数及び残日数」、この部分を追加するものでございます。現在の様式にはこの部分がございますので、当該休暇を取得する職員が残日数を正確に把握できるようにするために、この部分を追加するものでございます。

なお、本件は、中野区職員の条例規則改正に基づきまして、幼稚園の教職員にもあわせて改正を行うものでございます。

施行日でございますけれども、公布の日を予定しております。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

この新しく加えられたもの、8番、18番、これは届け出の用紙ですね。実際にわかるようにというのは、出勤簿か何かに集計する表が、他にも年休とかありますが、そういうことはどうなるのでしょうか。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

まずこの形でご提出いただいて、下の欄に出勤簿、データとございますが、これをもとに出勤簿にそのことを記載することになります。

飛鳥馬委員

そうですか。わかりました。

大島委員長

ちょっと私から単純な質問なんですけど、この8と18と何か同じ文言のようなんですけれども、意味が違うんだと思うんですけど、これをご説明お願いします。

はい、どうぞ。

指導室長

8番、18番とございまして、その上の欄にございます、1から23までの休暇等がございまして、これの承認届でございまして。例えば8番ですと、出産支援休暇となっております。この部分に、何月何日の何時間とか何日間とかというのを記載することになります。

大島委員長

わかりました。

ほかに質疑がございますでしょうか。

では、質疑がほかにないので、終結いたします。

それでは採決に移りますが、念のため申し上げます。上程中の第31号議案は、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定により特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成21年6月24日付で特別区人事委員会の承認が得られていることをご報告いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第31号議案を原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

大島委員長

それでは全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で議決案件の審査は終了いたしました。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

では、私から報告いたします。

一回会議が休みという形になりましたこともありまして、ご報告する内容が多いのですが、私だけが参加したようなものを中心にご報告したいと思います。

まず6月12日の午後ですけれども、中野区立第九中学校におきまして有馬朗人先生の理科講演会がございました。講師は、東京大学の総長をされたり、文部大臣をされたりというご高名な学者でいらっしゃいまして、当日の講演は電気の話を中心に、電気の発見の歴史とか、それから電気という目に見えないものをみんなに感じさせるというような実験をしてくださったりして、大変わかりやすく興味深い講演でございました。生徒たちの聞いている態度もまじめで熱心でよかったと思いますし、講演の後、質問がたくさん出まして、先生からも、いい質問だと言われたりしまして、大変よかったと思います。

6月17日ですが、白桜小学校の開校式がございましたので、私も参加してまいりました。初めに白桜アンサンブルという楽団がありまして、6年生が参加しているんですけれども、そのアンサンブルによる演奏がありまして、ドラゴンクエストのオープニングテーマ、大変いい演奏で上手でした。まだ4月にできて日が浅いんですけれども、随分一生懸命練習したようで、上手でした。それから、校歌を作詞・作曲してくださった方が当日来てくださいまして、その方の指揮で校歌を歌って、初め生徒だけで歌い、それから2回目に我々大人もまじって歌ったということで、大変すばらしい校歌をつくっていただいて、よかったなと思っております。

6月18日ですが、中野区立第四中学校を訪問いたしました。これは私が個人的に行って

きたんですけれども、といいますのも、この前「四中だより」というお便り、学校で発行しているお便りが届きまして見ましたら、初めに授業公開に対する厳しいアンケート結果という校長先生の記事がありまして、保護者からのアンケートに非常に厳しい意見があったと校長先生が紹介しているということがあったので、四中が今どういうふうになっているのか非常に私は気になりまして、行ってみました。

それで結論を言いますと、それほどではありませんでしたまず3年生について言いますと、3年生は比較的落ち着いていて、授業も結構みんなちゃんと聞いているという状況でした。1・2年はちょっと、少し気になる子もちらほら見かけられました。

そんなことなんですが、3年生の女子の体育を見ましたけれども、バスケットボールを一生懸命やっていたし、そんなことで副校長先生のお話では、「四中だより」に書かれたのは若干大げさではないかと、心配していたというふうには話されておりましたけれども、引き続き、でも先生方は、改善するように努力されているということのようでした。

四中は、すごく中野区立の中学校の中では緑が多いところで、まるで林の中に来たように多くて、とても雰囲気はいいところだなと思いましたので、生徒のみなさんが、落ち着いて勉強されることを願っております。

それから6月19日は、白桜小学校におきまして教育委員会の訪問を行いました。午後は5年生の生徒たちとの対話集会ということで、ほかの委員からもご報告があると思うんですけれども、いろいろ今の学校をどう思うかとか、どういう学校にしていきたいというようなことで、生徒たちも事前の準備をいろいろしてくれて、アンケートをとったり、その結果をまとめてくれたり、我々との集会に臨んで準備をしてくれたようです。いろいろ意見を聞くことができ大変楽しかったですし、参考になりました。

それから6月23日なんですが、午後、中央中学校におきまして人権講演会というのがございまして、医学博士の方の講演会だったんですけれども、先生は2歳のときに海綿状血管腫という顔の病気を発症されて、これは先生からいただいたステッカーとか、名刺にも先生の顔とかが入っているんですが、顔の右半分の皮膚の下の血管が膨れてくるという病気なので、海綿のように膨れて、右半分のほおの部分が膨れていって赤くなっていると。そういう病気のために、小さいころから非常にいじめとか差別を受けたということで、大学で経済を学ばれて銀行員になりたかったと。ところが、そういう顔の容貌のためにどこも雇ってくれないということで、それで自分でその病気について研究しようというようなことがきっかけで、また学び直されて医学を学んだと、医学博士にもなられたというよう

な、ですから大変もちろん優秀な方でございますし、とても明るくておもしろい方なんです。ユーモアたっぷりです。話題も豊富で、講演自体は約1時間の体育館での講演でした。生徒たちも、先生の大変明るくて元気いっぱいのお話で、非常に雰囲気もほぐれてきたというような感じがしました。

その講演などで、山田委員も一緒に講演は聞いてくださったんですけども、お仕事の関係で帰られた後に、私と校長先生で、校長室でまた2時間近くお話ししていただんですけども、講師の先生はとにかくお話好きで、話が上手で話題が豊富なもので、いろいろなお話をしてくださって、今、日本各地を講演に招かれて回っているということの話から、長崎新聞に出た記事もコピーしていただいたんですけども、長崎の話、それから沖縄に行ったときの話、それから九州に赤ちゃんポストというのができましたけれども、その病院とも親しいようで、その赤ちゃんポストにまつわる話やら、そのほか大学受験の話やら、いろいろなことで非常に楽しい話を聞かせていただいて、私の感想としては、確かに一目お会いしたときは、少し驚いたのですが、お話してみると、病気のことは気にならないくらい楽しい方だなというのが私の感想でございました。

ですけれども、やっぱりそういうふうに行くまでには、先生も自殺を考えられたこともあるということですし、もちろん明るさの陰にいろいろな苦しみというのはあったと思うんですけども、今は本もいっぱい出されて、アイドルタレント並みに忙しいということをおっしゃっていました。そんなことで、素晴らしい方にお会いできて、とてもよかったです。と思っています。

私の報告は以上です。

では飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も12日には、九中の理科講演会でお話を聞いてきました。理科離れが言われている時代ですので、子どもたちが実験を実際目で見て興味持ってくれればいいなというふうに思いました。なかなかいい取り組みだろうというふうに思います。

それから、17日水曜日と19日に白桜小学校の開校式と、それから子どもたちとの対話集会に参加しました。開校式は地域の方もたくさんお見えになってくださって、応援してくださる気持ちがよくわかりました。それからあと子どもたちも、さっき委員長が言われたアンサンブルもつくったばかりという、まだ2カ月ぐらいなんでしょうけれども上手に演奏していましたし、6年生がほとんど全員参加で一生懸命やっておりました。それから6

年生は記念植樹も参加されて、喜んでやっていたような気がします。

それから授業参観のほうで、授業参観と子どもたちとの、5年生との対話集会という話し合いをしたのですが、子どもの様子で言いますと、新しい学校になって子どもたちはどうかなということでしたのですが、学年によって人数の差があったり、それから集中度がとかいろいろありますが、しかし非常に感心したのは、2年生の3時間目と4時間目の授業を比べてみると、なかなか2時間目、音楽であったということはあるんですが、4時間目の読書の時間になったら、変わりようがすごいですね。

何かというと、読書でも子どもたちが自由に読む前に、読み聞かせというよりもお話ですね。お話が非常に上手なプロ級の方がいらして、そして話を聞かせる前にちゃんと指のゲームをやってくれるんですね。グー、チョキ、パーで、グー、チョキ、パーで何できるとか、こういう幼稚園か小学校低学年でやる、そういうのでまず本よりも集中させることを四、五分やるんですね。そして、落ち着いて聞く態勢ができたらお話に入ると。そして話し手が、紙芝居でもなし絵本を見せるんでもなく、子どもの顔を見ながら、本当にじっと見ながら話すという、それで引き込んでいくんですね。それから読書に入るのかという、子どもの変容、変わりようにびっくりしました。ああいう指導があるのだなというようなことで、すばらしい指導を見せてもらったというようなことですね。

それからあと、子どもたちがいろんなことを言っていました、統合して図書がたくさん借りられるようになってよかったとか、今まで1冊しか借りちゃいけないとか制限があったようなんですが、今度は2冊借りられるとか、そういうことを言っている子がたくさんいましたね。

それから、自然がたくさんあるとか、木があったり草があるので、そこへ行って虫をつかまえてきた子がいて、私たちがいるときにも、校長先生がちょっと留守にしたので校長室に私たちがいたら、廊下に、1年生でしたか、女の子が来たんですね。「何か用事あるのかな」と言ったら、何かを手に持っていて、「ちょっと入っただい」と、入ってきたら、セミの脱け殻を持っているんですね。校長先生に見せたいんですね。つまり校長先生は理科が好きで、やっぱり、いろんな子どもとそういう、昆虫とか動物・植物なんかの交流があって、見つけると校長先生のところに持ってきて話をしたりするということがある。私たちは、目の前で見たとかなというふうな気がしますけれども、やっぱりそういう自然を生かしたといえますか、子どもたちもそういうふうになじんでいると、そんなのを見ました。

それから、運動会で雨が降ってしまって、組体操ができなかったんですね。それを子どもたちが一生懸命練習して、せっかく人数が多くなってやれるのでということで、別の日に保護者にも来ていただいてやって、それができたというのがうれしかったということを書いていましたね。本番ではできなかったけれども、一生懸命練習したので、本番は雨のためにちょっと短くして切り上げたんだと思いますけれども、それができたのがうれしかったというふうなことを書いていました。

それから、前の学校のほうがよかったみたいなことでは、今度は屋外プールなので、室内プールがよかったという意見がありました。なかなか難しいことだなと思いますが、天候に余り関係なく泳げるということがあるのかもしれませんが、ほとんど室内プールというのは滅多にないことなんです、そういうことを言っているお子さんもいました。

あと、いろいろありましたが、交通のこともちょっと心配で、終わってから子どもが歩く道を、ちょっと私たちも歩いてみました。少し、ガードレールがちょっと足りないなどというようなこともあります、これからまたふやせれば良いなと思っています。交通の安全指導をしている男性に会って話を聞いたんですけれども、ちょうど低学年が下校する時間に行きたいと、一緒に行ったんですよ。交差点でやってくれていたんですけれども、ちょっと聞きましたら、子どもたちは非常によく言うことを聞いてくれて安全に渡ってくれていいんですけれども、特に高校生がだめなんですよと非常に嘆いておりました。大人がだめだと、危ないからとまれと言ってもとまってくれないと。それを子どもたちが見ますので、子どもたちは非常によく聞いてくれるんだけど、なかなか大人の交通のマナーがよくないんですよというように聞きました。

もう一つ、私も意外だったなということは、緑色の帽子に変えたんですね。通学帽というのか、校帽といいますかね。安全なように蛍光ラインか何か引いているんですけれども、それが子どもたちに意外と受け入れられなくて、前のほうがよかったと言った子がいたということも聞きました。子どもって正直というか、おもしろいなというふうに聞きまして、私たちなんかを見ると今のほうがよほどいいのかなと思うんですけれども、ほかの学校の子と違うんですすぐわかるんですね。何かすてきだなという気がするんですけれども、子どもはやっぱりなれ親しんだというのがあるのかなというふうに、ちょっと子どもと私たちの感覚が違うのかなという気もしました。いろんなことをともかく、子どもたちが考えているようなことを聞いて学んできましたので、また私たちとしても支援できることをしていきたいなと思いました。

以上です。

大島委員長

では高木委員、お願いいたします。

高木委員

私は6月13日の土曜日、鷺宮小学校の学校公開を見てまいりました。鷺宮小学校は児童数276人、1年生のみ1クラスで、ほかは2クラスの計11クラスです。1年生は39人、ほぼマックスの状況でございます。区立小学校26校の平均が344人ですので、若干平均より少ない形の学校です。すべての学年クラスは、落ち着いた形で授業が展開されていまして、1年1組、1年生は39人1クラスなんですが、2時間目の算数の授業が、1年生らしいちょっとなぎやかな感じはありましたが、非常に落ち着いていて上手に授業が展開されていまして、39人に対して、やはり1年生なので保護者が30人以上来て、熱心に見学をしていまして。

また4年生は、4年1組・2組で道德の授業をやっている、漫画の「ドラえもん」で「僕の生まれた日」というのをテーマにしまして、これは3回ぐらい映画化されたんですが、「ドラえもん」の主人公のび太君がお母さんにしかられて、僕なんか生まれてこなきゃよかった。それでドラえもんが、じゃ君の生まれた日を見に行こうと言って、そのときにお父さん、お母さんがどんなに喜んだかというような話をして考えさせるというテーマなんですが、パソコンで黒板に「ドラえもん」を映し出して、子どもたちの意見を聞いて、うまく授業を展開していて、非常に好感が持てました。

ただ、当日の時間割みたいなのが、配布がなかったんですね。PTAの方には事前に配布があったようなんですが、それがなかったのも、一般の方も来る学校公開ですので、そういうのを配ってもらえると非常によかったかなという気がしました。

続いて、6月17日は白桜小学校の開校式典、19日は同じく学校訪問に私も参加しました。作詩・作曲は、いろんな童謡を作曲した高名な先生で、奇しくも過去に上高田小学校の校歌を作曲されて、中野区の小学校はうん十年ぶりにまたやるということで、今回は作詩・作曲両方だということで、随分気合を入れてつくっていただいた形です。当日の指導のほうも、もうあいさつはいいから歌おうよという感じで、すごく子どもたちに親しんでよかったなと思います。

19日の訪問のほうですが、白桜が児童数271人、1年生、3年生が1クラス、ほかは2クラスの10学級でございます。ちょっと気になるクラスが多かったです。先生のほうが、

担任は旧東中野から5人、旧中野昭和から3人、新採2人という形で、そのほかに統合新校なので、補助の先生、副担任がたくさん各学年についていて、非常に人数は手厚いんです。例えば1年生ですね。1学級で35人で1クラスなんですけど、4時間目の算数の授業を見ましたら、担任の先生プラス3人の4人体制で授業をやっておりました。2年生は51人で2クラスですから、25人と26人と人数は比較的少ないです。

先生方も一生懸命やっただいていますが、ちょっと見ていると、少し気になるお子さんが若干多かったかなという気がします。これからも手厚くサポート、教育委員会としてはしていきたいなと思っております。

6月20日土曜日ですが、今度は大和小学校の学級公開を見てまいりました。大和小学校は児童数311人、1年生のみ1クラス、2年生から6年生が2クラス、大和学級が2クラスの合計13学級でございます。特別支援の大和学級を除くと298人で11クラスなので、児童数や1クラス当たりの人数はほぼ白桜と同じですね。平均が両方とも27.1人1クラスでございます。非常にどこの学級も落ち着いて授業を展開していました。

校長先生にお聞きしたんですが、1年生は1クラスなので、担任に主幹でマイスターの先生を充てまして、すごくうまくまとめている。例えばちょっとクラスが落ち着きがなくなると、「じゃ、聞く姿勢はどうなのかな」と、「目と耳と心で聞きましょう」と言って、静かになるまで待ってまた授業を始める形なんですね。あるいは、国語の授業で板書なんですけど、板書も最初は動物の鼻、目や手、おもしろかったことを書こう、ここしか書いていないんです。次からどんどん書いていくんですけども、1年生を立たせて集中させて、立つとやっぱりほかのことはできませんから、読ませてまた座らせるということで、非常にやっぱりうまく授業をやっているなという印象を持ちました。1学年1クラスですと、その先生が1人で授業研究から学年のほうもやるので、マイスターの先生を充てたと校長先生はおっしゃっていましたが、ほかの学年も落ち着いて授業を展開していました。

あと大和学級も、これは校長先生と一緒に見せていただいたんですが、知的障害の特別支援の学級なんですけれども、1組が1年生、2年生で、2組が3年生から6年生までの学級で、朝の会を見せていただいたんです。やっぱりなかなかうまく日直とかできない部分もあるんですが、例えば物をとりに行くとか、そういうターム、タームの区切りがすごくしっかりしていて、すごく日々の教育がちゃんとできているんだなという印象を受けました。

あと、10時半からランチルームで校長先生と副校長先生の教育活動説明というのがあります。

まして、50人ぐらいの方で、これは見た感じ保護者というよりも地域の方なのか家族の方なのかわかりませんが、参加して非常に熱心に聞いている印象を受けました。

私からは以上でございます。

大島委員長

では山田委員、お願いいたします。

山田委員

私も1週飛んだものですから、少し報告が長くなりますが。6月12日ですけれども、皆さんと同じように第九中学校で、元文部科学大臣を迎えての理科講演会がありましたので、それに出席をいたしました。先生は特に最初に、理数系はこの学年では世界的には日本はトップクラスなんだから、皆さん自信を持ってこれから理数科に取り組んでもらいたいという、最初はエールを送っているわけですね。そんな話の最初に出てきましたのが、ノーベル物理学賞をいただいた先生の非対称性の法則をスライドで出すんですね。どういうことかという、円テーブルに8つの席を設けていて、ナプキンが8つあると。みんな座ってナプキンをとった瞬間に対称性が崩れると。ここに気がついて研究を始めたというような導入から入るんですけれども、私の目の前にいたのは1年生ですから、何だろうなということちょっとびくっとしておりましたけれども、もともとの物理のオーソリティーですから、そんな話の中でいろいろな実験、特に電気の実験を組み立てながら、子どもたちと一緒に1時間という時間でした。

その中で先生は、やはり基礎と基本をしっかり勉強して、みんな英知を結集して頑張ってもらいたいと。例えば、生命の誕生ということってわかっていなんだねと言うんですね。まだまだノーベル賞をとることができる皆さんなんだから、一生懸命勉強して、自由に疑問を持って、日々の、自然の中で疑問を持って生活してくださいというようなことで、1時間あつという間でもございましたし、子どもたちも、こういった先生の授業を受けることができたということと、5人ぐらいですか、質問が出ました。これもすばらしいことだなと思ひまして、こういった授業を受けられた九中の生徒の皆さんは幸せだなと感じました。

その日の午後ですけれども、中野区では保育園、幼稚園、小学校の連絡協議会、保・幼・小という連絡協議会がこの時期に行われていまして、中野区内、4つのブロックに分けての研究協議会がなされたわけですが、私は桃花小学校の第2ブロックのほうにその後参加をいたしました。少し九中の講演が延びたものですから時間が少なかったんですけれども、参加しておりましたのは保育園が9つ、それから幼稚園、私立も区立も含め

て8つ、それから小学校5つということで、その小学校が担当校でしたので、小学校ごとにまた5つに分かれてのブロックの中での分科会がありましたので、そこに参加をしてまいりました。

やはりこういった幼稚園、小学校、保育園が一堂に会しているんな協議をするということとは非常に大切なんだろうなと思いますし、いわゆる小1ギャップということが言われていますので、こういった連絡協議会は年に1回ということではなく、何回かに分けて、やっぱりこの会を経て顔がわかる方たち同士が集まってまた何回か、小さな会でもいいですから継続してやっていただくことがいいのではないかなと。特に小学校の先生からは、小学校にぜひ来てくださいと。小学校を探検する機会も設けますので、ぜひ来てくださいというようなことありまして、参加していた幼稚園の方たちからは、じゃ、いついつにまた行きますねというような話もありました。

その中で小学校の先生からの要望が、ぞうきんの絞り方をぜひ保育園、幼稚園でも教えていただけませんかというようなお話があったり、はしの持ち方ももう少ししっかり指導できませんかというような話もありました。

一方、保育園の先生から、お昼寝をする習慣をつけているんですけども、学校に入っただうでしょうかということです。確かに人間のバイオリズムからいきますと、昼の2時というのは一番眠たくなるんですね。今、学習指導要領が変わりまして、授業数がふえてきますと、2年生といえども、恐らく5時間授業がかなりふえてきているような現状がありますし、もうちょっと上になりますと、たしか4年生と6年生って授業数がほとんど変わらないので、4年と6年は随分体格が違うと思いますけれども、授業時間がたしかこの4月から変わっていないんだろうと思います。そういった中でどうでしょうかということだったんですけども、小学校の先生のお話からは、やはり早寝早起きという生活習慣をしっかりやっていくことで、2時に非常に眠たくなるというようなこともなくなるんじゃないでしょうかというような話もありました。

それから、確かに1つ疑問がありましたのは、小学校に入りますと、給食で牛乳が出ますよね。でも、牛乳の瓶で飲んでいる子どもたちは、就学前はほとんどいないんですよね。バックですよね。ですから1年生が入ると困るのは、牛乳の瓶のふたがあげられない。確かにこの間行きました白桜小学校の中でも、少しなれてきたんだと思いますけれども、そういったことがあって、確かに日常生活の中で瓶の牛乳を飲むことって今は余りないのかなというふうに思って、ああ確かにそうだなと。

そういった細かなことでも、いろいろと疑問に思っていることが、こういう会で話されるという場があるということが大切だと思いますので、今後もこの保・幼・小の連絡協議会、ぜひ分科会に分かれても年に何回か、いろんなどころでお話をしていただければいいかなというふう感じた次第です。

6月13日と14日は日本小児科医会という会の全国大会が、東京の小児科医会が主幹でありましたので、京王プラザホテルで2日間にわたって開催されました。幾つかあった中で2つだけですけれども、予防接種ということでのシンポジウムがありましたが、日本の予防接種がいかに世界の中でおくれをとっているかということが問題とされておりました。

確かに日本脳炎というワクチンが、この6月2日からまた新しいワクチンが開発されて手に入るようになったんですけれども、その5年間の間というのは、定期接種でありながら積極的に打つことを差し控えましょうという通達が出て以来、今の子どもたちは、ほとんど打っていないんですね。まだまだ日本脳炎は日本でも出ておりますし、死亡例こそいかないまでも、後遺症を残すことがある病気であります。ということで、そういったワクチンを開発されたんですけれども、なかなか今すぐには手に入らない。といいますのは、5年間タイムラグあるところで、生産量といっても1年間分しか生産していないわけですから、積み残している方たちの分も1年間ですぐに賄うなんて無理な話ですから、そういったこともしかり。

それから、水ぼうそうというワクチンは、日本人が開発された岡株というのを使っているにもかかわらず、日本では一番消費がされていないんですね。ほかの国では、例えば麻疹と、風疹と、おたふくと、水ぼうそうを全部あわせたワクチンを1回打つということをやすることで、忙しいお母さんたちが1回打てば4つの病気が予防できるというような視点に立つような方向性が世界的なんですけれども、日本ではそういうことが行われていないということがありまして、日本は本当にアジアの中でも北朝鮮に次いでワクチンの後進国ということが今でも言われています。

それからもう一つ、いわゆる軽度発達障害についてのシンポジウムがございました。先ほどの話と絡むんですけれども、やはり小学校という教育課程に入るときでの一番のギャップの解消のためにどうしたらいいかということが一番大きな視点で話されましたので、地域の中でやはり幼稚園と保育園と小学校との連携をいかにやっていくかと。中野は先ほど言いましたような取り組みもされていますけれども、より具体的に、より個別に行われる、きめ細かにやっていくことが大切だろうということと、ある一部の地域では、5歳健

診というのを取り組んで、そこで少しフォロー、キャッチアップをしましょうというような取り組みもとられているようでございます。ちなみに今、日本の国では、1歳6カ月健診、3歳健診とありますけれども、5歳健診はまだやっているところが少ないということがあります。そういった意味で、2日間にわたっての勉強をしてみました。

19日は、皆さんと同じように白桜小学校を訪問いたしました。私は授業を3時間目、4時間目と見ましたけれども、先ほど飛鳥馬委員もおっしゃっていた、図書館の中で行われた読み聞かせといたしますか、物語を話していく、その技術の高い講師の方に、子どもたちは引き込まれるようにその授業に参加しておりました。やはり中野区は学校図書館指導員を全校に配置しておりますし、読み聞かせを多くの学校でやっておりますけれども、場合によっては、落ち着かないクラスがあったら、最初に読み聞かせのようなことをして授業に入るというようなスキルも学べるんじゃないかなということで、非常に感銘を受けましたし、一つの方向が見えたような気もいたしました。

私は、小学校3年生のプールの授業も見てまいりましたけれども、プールもきれいになっていまして、子どもたちは元気に、多分初めてのプールが開催された日ではないかなと思いますけれども、3年生でも結構泳げるんですね。それから、やはり白桜小学校では、希望があればゴーグルの使用も認めているということでもあります。昔みたいにゴーグルは今はガラスではないので、何か破損するという事もないと思うんですけれども、ただゴーグルの場合には、自分でその管理ができるかどうか。どこか行っちゃったりするといけないので、その辺はちょっと心配だなと思いますけれども、日本の子どもたちは学校にプールがあるということで、水泳はやはりできる国なんだなというふうに実感しましたし、私が小さいころ、4年生でやっと泳げるようになったことを踏まえれば、3年であれだけ泳げるんだから、皆さんはうまいんだなというふうに思いました。

それから、午後は子どもたちとの話し合いを5年生のクラスで行ったわけですが、事前に子どもたち、いろいろ資料をつけていただいて、学校の変わったこと、新しい学校になってどんなことが変わったか。お友達がふえたですとか、図書館の本が多くなったというようなお話もありました。先ほど、それも飛鳥馬委員がおっしゃったように、私たちの視点から見ますと、ちょっと校帽が不人気だったなというところがあって、今後統合していく上で、子どもたちの意見をどのように取り入れていくかというのは一つの課題かなというふうに思いました。

通学路も見てまいりましたので、子どもたちの通学の安全について、もう一工夫要るん

じゃないかなという感想を持ちました。

23日は中央中学校での「あなたは顔で人を差別しますか」という人権の講演会に参加してまいりました。先ほど委員長からも報告がありました。お話の中で、やはりいじめられた本人が口にした言葉「いじめは、いじめる側が100%悪い」、こういったことを子どもたちの前ではっきりとおっしゃったということが、やはりこの人ではないと言えないのかなと思ひまして、子どもたちもこの先生の授業、講演に引き込まれるように一生懸命聞いていたなというふうに思っております。こういった方をお招きしての人権講演会、機会があればいろんな学校で取り入れていただければなと思ひました。

最後になりますが、昨日ですが、私が入っております東京保険医協会というところの公開講座がありまして、国立社会保障・人口問題研究所の方から、「子どもの貧困」という本の作者でございますけれども、この方の講演がありましたので聞いてまいりました。

貧困という言葉は、日本はどうでしょうか。恐らく途中で私たちは、1億総中流社会となった時点で貧困という言葉が少し忘れかけているのかなと思ひていますが、なかなか日本での貧困というものがきちんと理解されていないということから始まった講演でありました。

例えば、絶対的貧困と相対的貧困。絶対的貧困といいますと、最低限の食費を賄うというふうに、我々はどうも貧困というと食べられない人たちだけをとりえてしまうのかもしれませんが、実際には相対的な貧困ということで、通常のレベルから一定距離以内の生活レベルが必要だろうというふうに、それが賄えないときは貧困と言うんじゃないかと。中では、社会の一員として生きていくための諸活動ですね。就労とかそういうことに絡んで、それから一定の距離があった場合には貧困ではないかというようなことの投げかけがありましたので、貧困ということの定義から、もう難しいのかなということでありました。

一番私が講演の中で感銘を受けたものが、この先生は最後に、貧困に対する最初のとりでは保育園ではないかということ提言されております。就学前の貧困、就学前の教育に対して国として統一する必要があるんじゃないかと。そこで世界的なデータも出ておまして、就学前の貧困対策としての効果が、やはりその後の学習到達だとか、いわゆる所得に関係するんじゃないかということで、ここはやはり国としてもう一度考えたほうがいいんじゃないかということ提言されておりましたので、きのう私は、この本を買い求めましたので、また読んで勉強したいと思ひています。

以上です。

大島委員長

では教育長、お願いいたします。

教育長

後ほど詳細につきましてはご報告いたしますけれども、委託事業者との不適切な金銭のやりとりなどの非違行為がございまして、軽井沢少年自然の家の職員を6月15日付で懲戒免職処分といたしました。また、中野区の告発に基づきまして、この元職員が収賄の容疑で警察に逮捕されまして、テレビや新聞などでも報道されたところでございます。この事件によりまして、区民の皆様の区政に対する信頼を大きく裏切ってしまったことは、大変申しわけないことと深くおわび申し上げたいと思います。

教育委員会といたしましては、今後この原因を徹底究明いたしまして、事務処理の体制でありますとか組織の体制の見直しを行いまして、二度とこのようなことのないよう努めてまいりたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

それから、6月16日ですけれども、区議会の本会議、第2回定例会が開催され、その日が最終日でございました。その中で工事案件、それから条例改正などがございましたが、後ほどこれも報告いたします、区立中学校での事故に係ります損害賠償事件の和解に関する議案の議決がございました。また前回、山田委員のほうからお話がございましたヒブワクチンの接種に関する国に対する要望についても、要望書というものが議決されております。

それから会議でございますが、6月12日の保育園、幼稚園、小学校との連絡協議会につきましては、私は飛鳥馬委員と一緒に第4ブロック―北西部のほうですけれども―の協議会に出てまいりました。本当に保育園の方と小学校の先生が話すというのは機会がないようございまして、いろんな情報交換なりお話がありましたが、学校の先生からは、保護者の問題もかなりあるというようなこともあったのがちょっと印象的でした。

6月17日ですが、丸山小、沼袋小学校の統合委員会の第1回目が開かれました。そこで委員の委嘱を行いまして、次長と私がおあいさつしたところでございます。丸山小、沼袋小につきましては、どちらかという、既に沼袋小学校の学区域の子どもが丸山小に行っている子も多いというようなことから、統合自体はスムーズにいくというふうに思われますが、ただ、やはり新しい学校でございまして、その辺のところをいかに新しい学校をつくっていくという機運を地域に盛り上げていくかということが、非常に重要な課題だと

いうふうには認識しています。

それから6月20日ですが、私立幼稚園の連合会の親睦卓球大会というのがありまして、こちらのほうでごあいさつさせていただきました。私立幼稚園連合会の教職員の方、それから保護者の方が体育館で1日卓球をすると、そういう大会でございます。

それから6月22日ですが、第59回社会を明るくする運動の中野区推進委員会がございました。これは毎年やっております社会を明るくする運動、これが中野区長が推進委員長になっておりまして、区の職員も理事というような形で出ております。既に始まっているわけですが、7月1日に各駅頭におきます街頭キャンペーンを行いまして、その後、各地域におきましてさまざまな会場、学校とか地域センターが多いんですけども、社会を明るくする運動のいろんなイベントを行うというのが中心になります。

その1つとして、九中で、金田喜稔少年サッカー教室というのを毎年やっていますが、今年は7月18日に開催予定で、こんなような催しもございまして、盛り上げていくということで、ことしのテーマが「人は変わる。一緒なら。」ということで、谷村新司さんがポスターになっておりまして、まちじゅうに張られると思います。

それから6月25日ですが、昨日ですが、中野区図書館運営協議会が第9期の3年目でございます。提言をまとめて教育長のほうに提出するというので、受理いたしました。昨日はその協議会を区役所のほうで行いまして、委員長のほうから提言を提出を受けたところでございます。これにつきましても、後ほどご報告させていただきます。

私からは以上です。

大島委員長

それでは、今のそれぞれの委員からの報告につきまして、ご発言ございますでしょうか。

では、ないようでしたら事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

では事務局報告の第1ですが、「損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について」報告をお願いいたします。

はい、どうぞ。

参事（教育経営担当）

それでは、「損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について」ご報告をいたします。

今、教育長のほうからもありましたけれども、事件の概要をごらんいただきたいと思い

ます。当事者でございます原告が中野区民、被告が中野区ということでございます。

訴訟の経過でございます。平成20年9月19日に東京地方裁判所に訴えの提起がございました。平成21年6月19日に訴訟上の和解が成立をいたしました。この訴訟が提起をされた翌月、昨年10月17日に訴訟が提起をされた旨のご報告を、当教育委員会のほうでさせていただきます。

事案の概要でございますが、本件につきましては平成19年12月13日に、当時、区立中学校の3年生でありました原告が選択授業、体育の授業でございますけれども、バレーボールの授業の後片づけ中に、他の訴外生徒がバレーボールのネットの支柱を抜いた際にその支柱が倒れまして、同支柱が同支柱の穴のふたを閉めようとしていた原告の右の手に落ちまして、原告の右第2・第3・第4の中節骨と末節骨が骨折をしたことにつきまして、原告が、担当教諭の指導監督上の過失によるものであるということで、区に対して国家賠償法1条に基づいて賠償を求めたものでございます。

当時の請求の趣旨でございますけれども、被告は原告に対しまして金2,274万円と、これに対しまして19年12月13日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払う。それから訴訟費用については被告の負担とする。仮執行宣言を求めるといふ請求の趣旨でございました。

この事件に対しまして和解条項の要旨でございます。被告は原告に対しまして、本件和解金として金200万円の支払い義務があることを認める。また、被告は原告に対しまして前項の金員を、平成21年7月末までに原告代理人指定の口座に振り込む方法で支払う。原告は、その余の請求は放棄をいたします。原告と被告は本件事故に関しまして、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認をする。訴訟費用につきましては各自の負担をするという要旨でございます。

和解の理由でございます。裏面をごらんいただきたいと思います。本件につきましては学校の管理下における事故であるため、区の責任は免れないということで判断をいたしました。また裁判所から和解勧告があったこと、和解金の額が妥当なものであると認められること、争いを早期に解決することが望ましいという観点から、区としても訴訟上の和解により本事件を解決することが妥当であるということで判断をいたしました。

和解額でございますけれども、区が支払う和解金の額につきましては200万円でございます。なお、区が支払った和解金につきましては、特別区自治体総合賠償責任保険により補てんをされる見込みでございます。

事故後の対応でございます。教育委員会から校長に対しまして、事故の再発防止及び事故発生時の適切な対応について指導いたしてございます。また、校長から生徒に対しまして、事故の再発防止等について指導をいたしてございます。

以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告に対しまして質問がありましたら、どうぞ。

どうぞ、山田委員。

山田委員

事件の概要のところにあります選択体育の授業というときの、選択の場合の指導体制というのはどうなっていたのかということと、2点目は、原告は右手ということでありましてけれども、きき手であったのかどうか、その後遺障害については今どうなっているのかという、この点についてお尋ねします。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

選択の体育でございますけれども、通常は体育の教員が持ちますので、教員は1人ということになります。

大島委員長

はいどうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

後遺症の関係ですけれども、可動域が若干制限はされているようですけれども、障害の程度、この件に関しましては、日本スポーツ振興センターの災害給付ということで治療費については一定の額が補償されるんですが、なおかつその障害の程度に応じまして給付金がもらえるという制度がございますが、それには認定をされない程度ということでございます。右手がきき手でございました。

大島委員長

では、ほかに質問ありますか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

今の説明ですけれども、この200万円というのはあくまでも損害賠償であって、治療費

等は学校保健センターから支給されているというふうに思っているのでしょうか。

大島委員長

はいどうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

今お話をしたように、日本スポーツ振興センターの災害給付ということで、治療費につきましては10分の4が給付をされるということでございます。

飛鳥馬委員

ちょっと細かいことでわからないことが。私も経験あるので。治療費が出て、指とか何かの場合には第1関節、第2関節とか細かい傷害保険の規約みたいのがあるんですけども、そういう場合に見舞金というのが出たりするんですよ。そういうのもあるかもしれないんですが、それは今結構ですけども、要するに治療費とは別に賠償金であるということですね。治療費とは別に。

大島委員長

はいどうぞ、教育経営担当。

参事（教育経営担当）

そのとおりでございます。

飛鳥馬委員

わかりました。

大島委員長

ほかにご質問。

はいどうぞ、高木委員。

高木委員

事故後の対応について、教育委員会から校長に対し、事故の再発防止及び事故発生時の適切な対応について指導ということなんですが、平成19年度の選択体育、多分これはかなり、1学年40人ぐらいで、それで選択をやると、例えば2つだと20人、3つだと10人ぐらいなので、非常に人数が少ないですよ。その中で先生が1人ついていても、なかなかやはり人数が多い学校よりは、例えば用具の片づけて難しいと思うんですよ。

ただ注意しなさいということではもちろんないと思うんですが、現状でも例えば十中さんとか八中さんで、1学年36人とか50人という学校がありますので、そういった小規模化して人数が少ない学年を持っている学校の体育の準備とか後片づけて、今後とも課題が

あると思うんですね。それに対してどういう指示をしたのか、ちょっとお聞かせ願いたいたいんですが。

大島委員長

はい、どうぞ。

指導室長

選択体育でございますので、結局子どもがその体育をやりたいということで、幾つかの選択の中から選ぶということがまず1つございます。そうしますと、子どもの数というよりも、総体的にはもちろんそうなりますけれども、選択する教科を幾つ開講できるか、開設できるかということにつながってまいります。このことは当然、大きな学校ですと教員の数が多いので、選択できるこま数もふえてくる。小さな学校ですと、どうしても教員の関係でそのことが限られるということがございますが、いずれにしましても、その後片づけだとかその辺のこと、それから器具の扱いだとか安全の配慮ということについては、基本的に危ないことについては子どもたちにさせないということが原則ではありますけれども、どうしても今までの流れの中から、準備も片づけも全部一応その指導の中ということで考えていることでございます。

ただ、今回のこともございますので、十分に注意をして、特に教職員、教員がその場にいるということ、見ているということはもちろんですし、事前の指導だとか、そのこともしっかりするんだということ、今回もまた、その事故当時も指導しております。

大島委員長

ほかによろしいでしょうか。

では次に、「軽井沢少年自然の家職員の懲戒処分について」報告お願いいたします。

どうぞ、次長。

教育委員会事務局次長

資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、既に当教育委員会で公益通報という形でご報告をさせていただいたものでございますが、その公益通報の報告の中にもございましたように、経過の詳細については区のほうにゆだねるというような報告がありまして、それに基づきまして区として内部で調査を進めておりまして、その結果、処分ということになりました。

処分を受けた職員名、所属、職層名、年齢、処分の内容、事案の概要でございます。

1人目です。氏名はここにあるとおりでございます。処分当時の所属が経営室でございます。

ますが、後でご説明いたしますように、平成21年4月9日までは教育委員会所属であります中野区少年自然の家の職員でございました。職層名、主事。年齢、59歳。処分、懲戒免職でございます。

処分に係る事案の概要でございますが、4月まで中野区少年自然の家に勤務していた職員が、以下のとおり地方公務員法に違反する非違行為を行ったというものでございます。内容は4点ございます。

1点目でございますが、昨年6月に、施設の使用対象者に該当しない一般利用客12名を、教育委員会の承認を受けずに自分の判断で宿泊をさせた。その際、施設使用料1万9,200円を受領したにもかかわらず、区に入金することなく着服をし、また無断で施設の公印を使用し、領収書を発行したというものでございます。

2点目でございますが、平成19年5月から平成20年6月までの間に、ここは委託業者が入っておりまして、施設受託事業者の実質的な責任者を通じて受託事業者から、全く勤務実態がない妻及び父親の給与分として、毎月5万円の現金供与を受けていた。

3点目です。平成19年4月に、施設の委託者側の立場にありながら、施設受託事業者の責任者との間で50万円の貸借を行った。

4点目、平成19年6月から施設内で賄い食（昼食）の提供を受けたが、6月分の対価だけを支払い、その以降は対価を支払わずに昼食の供応を受けていたというものです。

2人目でございます。所属部、区民生活部。職層名、主事。裏面でございます。年齢56歳。処分、減給、給料10分の1、1カ月です。

処分に係る事案の概要でございますが、平成20年10月29日に、施設受託業者の関係者が持参した施設に関する職員の非違行為を告発する文書を見せられたにもかかわらず、中野区職員倫理条例に基づく公益通報としての取り扱いをせず、当該文書を受け取らなかった。また、施設の公印管理者の立場にありながら、公印の管理についての責務を果たさず、施設に勤務していた職員が無断で公印を押印した領収書を作成して、施設使用料1万9,200円を着服した非違行為を防ぐことができなかった。

3人目でございます。所属部、教育委員会事務局。職層名、副参事。年齢59歳。処分、戒告。

処分に係る事案の概要ですが、統括管理者としての管理監督責任ということでございます。

処分の発令年月日は、いずれも平成21年6月15日でございます。この日に、この内容に

つきまして区のホームページと、それから教育委員会のホームページに公表をしております。また、あわせて、教育長のコメントを発表し、区民の皆様におわびをしているところでございます。

この結果を受けまして教育委員会として、先ほども教育長からございましたけれども、事件の発生原因、事務処理、職員の指導監督の状況などにつきまして調査をし、再発防止に向けた対策を講じるということで、今調査をしているところでございます。この結果につきまして、改めて教育委員会にご報告をさせていただくということで、今調査をしております。

子どもたちが利用する施設におきましてこうした事件を起こしまして、本当に申しわけないというふうに思っております。区民の方々の信頼を裏切る結果となり、深く反省をしているところでございます。信頼を回復すべく、教育委員会事務局職員一丸となって、改善に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

大島委員長

この件につきまして、質問がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

はいどうぞ、高木委員。

高木委員

ちょっと質問したいんですが、無断で施設の公印を使用しとあるんですが、公印というのは現場の軽井沢少年自然の家にあったんでしょうか、それともここにあったんでしょうかね。もし現場にあるとすると、通常はこの現地採用の職員だけですので、管理といってもできないですね。そこら辺はどうなのか。

教育委員会事務局次長

軽井沢少年自然の家に公印は置いてございました。今は引き上げておりますが。所長は庁内におりましたので、所長の指示のもとに公印を使用するというので、公印の使用の手続はルールは決まっているわけですが、そういうことが守られなかったということと、それから現場に所長がおりませんでしたので、具体的な指導監督ができなかったということは、本当に反省すべきことだというふうに思っております。

大島委員長

はいどうぞ、高木委員。

高木委員

今のお話ですと、現場に公印は置いてあると。使うときに連絡をとって、許可をとって使うということで、それはでも管理できないですね。それはやっぱり管理方法自体に問題があったと思います。

大島委員長

どうぞ次長。

教育委員会事務局次長

そういうこと含めまして、対策を今後講じたいというふうに思っております。

大島委員長

どうぞ。山田委員。

山田委員

軽井沢少年自然の家の現在のというか、この事件が起きたときの勤務体制ということと、この懲戒免職に至った職員というのは何年ぐらいこの職にあったか、教えていただけますか。

教育委員会事務局次長

この事件発生当時の職員体制でございますが、この1番目の職員1人で勤務をしておりました。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

勤務年数は、昭和56年に採用ということですので、30年近いということです。

山田委員

その方は、採用は現地でされたんですか。それと、異動はあったんですか。

副参事（学校教育担当）

現地で採用されました。異動はありません。

山田委員

もう一点よろしいですか。たしか軽井沢少年自然の家は、何年か前に委託事業者を変えていると思うんですけれども、そのときが発端ではないかなと思うんですが、それはいつぐらいからでしたか。3年ぐらい前でしたか。

副参事（学校教育担当）

委託事業者につきましては、おおむね5年ごとに契約、プロポーザルをしてございます

ので、現在の委託事業者はことし変えたんですが、その前は19年から、その前は、そのまた5年前ということになっております。

山田委員

その19年のときに、業者は変わっていますよね。

副参事（学校教育担当）

はい。

大島委員長

どうぞ。

飛鳥馬委員

山田委員の言われたことは、かなり今後対策を考えるときに貴重な意見だと思うんですね。つまり現地採用で、1人勤務で異動がないと、やっぱり起こりやすいですよ。長年、何十年もということですから、癒着しやすいわけです。その後どうできるかという、区の職員でも再任用、再雇用の方もいるだろうし、もうちょっと別の形で何か区の人が短期間交代で勤務というのも考えられるかもしれないし、ともかくそういう対策をぜひ考えてほしいなと思います。

大島委員長

どうぞ。

教育委員会事務局次長

現在、軽井沢少年自然の家は、教育委員会でもご報告しましたが、全面的に委託という形をとっておりますので、現在、区の職員はいないということですが、一方で常葉少年自然の家は、今までの軽井沢少年自然の家と同じ体制でございますので、軽井沢だけの問題ではなくて、常葉少年自然の家の運営も含めて今後対策を考えていきたいと思っています。

大島委員長

では、ほかによろしいでしょうか。

これは教育委員会の所管の職員にかかわる問題でございますので、教育委員会としても本当に重々反省しなければいけないというふうに、教育委員としても思っております。

では次に、「第9期中野区図書館運営協議会の提言について」報告をお願いいたします。

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

それでは、第9期中野区図書館運営協議会の提言につきましてご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずこの図書館運営協議会でございますけれども、お手元の資料の一番最後の8ページをごらんください。改めてちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、中野区図書館運営協議会規則、これは教育委員会の規則でございますが、こちらの規則でございますとおり、中野区の図書館行政を民主的に推進するとともに、図書館サービスの向上を図るため、中野区図書館運営協議会を置くということで、教育委員会規則に基づき、このような協議会を置いているところでございます。

この協議会につきましては、学識経験者、図書館利用の代表の方、図書館職員により構成されまして、任期は3年ということになってございます。現在の第9期の協議会でございますが、これは平成18年に設置をされまして、これまで検討を進めてまいりました。

委員につきまして、その前のページの7ページの欄にございますので、ごらんいただきたいと思います。それからまた、今期、第9期の協議会の活動経過につきましては、その前の5ページ、6ページのところにこの間の活動記録が記載してありますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

平成18年10月に今期、第9期の第1回協議会を開会して以降、12回の協議会を重ねてまいりました。そしてこの間の協議に基づき提言としてまとめたものが、昨日開かれました協議会において、教育長に提出されたというところでございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、今回提出されましたこの提言の内容につきましてご説明をいたしたいと思います。

最初に、1. はじめにということで、そちらの文章の3行目ですか、そちらにございませとおり、地域における図書館の充実の必要性への認識がますます高まっていると。このような状況の中で、中野区においても生涯学習を支援する中核機関としての区立図書館の業務・サービスの向上に、より一層努めていく必要があるとしてございます。特に改正図書館法、これは昨年改正されたんですが、「計画策定－実施－評価」という、いわゆるPDCAサイクルに基づく、計画的かつ戦略的な図書館運営を実行していくことが重要であると。それからまた、財政的な制限を理由とする過度の効率化を避け、無理のない堅実な効率化を模索する必要があるということとしております。

具体的な内容が2以降に記載をされてございます。まず課題解決支援機能の充実ということでございます。「これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして」とあります。これは実は平成18年に文部科学省が出した報告書にございますが、この中で今後の図

図書館サービスに求められる新たな視点としまして、課題解決支援機能の充実ということが盛り込まれておりまして、中野区におきましてもこの線に沿って、地域の人々の課題解決に積極的に貢献していく必要があるというふうにしてございます。そのために基本的サービスの維持向上は、これは当然不可欠でございますが、それらに加えて、現代の図書館にはその地域特性に応じた特色あるサービスの戦略的な展開が求められることを踏まえ、中野区立図書館としての課題解決支援機能の充実に取り組んでいくことが望ましいというふうにしてございます。

それから、3番目に子ども読書活動の推進ということで、既に中野区の場合、子ども読書活動推進計画を定めてございますが、これに沿って子ども向けサービスのより一層の拡充・改善を検討していくべきだということ。それからまた、昨今の状況ですけれども、インターネットなどのコンピュータ環境が飛躍的に発展する中で、子どもの目を読書へ向けさせ、従来の活字メディアを通してその感性を豊かなものにすることは、現代におけるすべての図書館の使命であるが、中野区立図書館においてもその努力を継続・向上させなければならないというようなことを提言してございます。

それから、2ページになります。4番目といたしまして、地域図書館の施設整備ということでございます。中野区立図書館は、中央図書館のほかに7つの地域館を有しているわけでございますが、それぞれが区内の各拠点をカバーして図書館ネットワークを形成しているという点では高く評価できるとしながらも、しかし地域館の平均床面積・平均閲覧席数・平均蔵書数については、他の特別区と比較して非常に低い位置にある。さらに、建物の老朽化は一部の地域館において深刻な問題であり、中長期的な改築計画の策定が不可欠であるとしてございます。

その下に、この地域図書館の施設整備を図るに当たっての具体的な留意点ということの中で、1つ目といたしまして、現在の8館体制の再評価を含めること。例えば、学校跡地を利用して分館をふやし、地域図書館ネットワークを拡充することはできないのか。2つ目として、インターネットを初めとするICTの拠点として、いわゆるハイブリット図書館の機能を充実させるといったこと。それから3つ目は、バリアフリーなどの高齢者・障害者に対する配慮を十分に含めることというふうになってございます。

それから5番目でございますが、図書館運営体制の強化ということでございます。図書館サービスの向上のためには、図書館運営体制を強化する必要がある。そのために次の点を配慮すべきであるとしていたしまして、1つ目といたしまして、計画策定・実施・評価、い

いわゆるP D C Aのサイクルでございますが、そのプロセスに基づき計画的な運営を行うということ。

2つ目といたしまして、業務・サービスの効率化を検討すること。特にI Cタグなどの技術の活用による効率化を積極的に研究する必要があるとさせていただきます。その一方で、業務委託あるいは指定管理者制度等の方策については、経費削減でなくサービス向上を主目的ととらえつつ、慎重な導入及び定期的な見直しが不可欠であるとしてさせていただきます。

次に、ページをおめくりいただきまして、3ページ目に3つ目ということで、ボランティアの連携を模索することとしてさせていただきます。その際には、協力していただける方々の図書館ボランティアとしての資質向上を可能な限り支援していくということが望ましいとしております。

また4つ目には、図書館資料の紛失・散逸を防ぐことと。図書館資料は中野区としての貴重な資産であり、その紛失・散逸を最小限にとめなければならない。例えばブックディテクションシステムの導入等、対策を早急に講じるべきであるとしてさせていただきます。

そして最後に、おわりにということで、図書館のサービスは多岐にわたっており、新たなサービスを展開するとともに、基本的な機能・サービスへの目配りも忘れてはならない。よりよい蔵書の構築、レファレンスサービスの向上、障害者・高齢者向けサービスの拡充、図書館ホームページの充実など、それぞれ一層の努力を払い、地域の発展に貢献していく必要がある。特に障害者・高齢者向けサービスの拡充は、高度高齢化社会を迎えつつある現在、緊急の課題としてとらえるべきであるとしてさせていただきます。

このような内容によりまして、昨日この提言が提出されたところでございます。

以上でございます。

大島委員長

今の報告に対しまして、ご質問、ご発言ありますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

3点質問があります。まず1ページの課題解決支援機能の充実というところなんですけど、私は中野区としてどういう課題解決支援機能をめざすのか、この提言以外のところがちょっとよくわからないんですけども、この提言にある中野区の産業振興を上位目標としたビジネス支援サービス、これは何となくわかるんですけども、じゃ具体的にどうするのという、ちょっとイメージがわからないんです。

あともう一つある、地域の大学生を主対象とした学術志向サービス、これは無理です。学術図書ってすごい高いので、私は文科省の研究員をやっていますが、マイクロフィルムで1点500万とか、そういう非常にナローな分野の図書を買わないとできませんので、これはちょっと難しいなという印象を持っています。

提言は、余り具体的じゃないんで、これを受けて教育委員会でどう検討していくのか難しいんですが、これはどういうことなのかよくわからない。

あと2ページのところの地域図書館の施設整備のところ、インターネットを初めとする「ITC（情報通信技術）」の拠点とありますので、「ICT」ですよ。インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーなので、まず間違っていますし、あと現状の考え方という、インターネットというのはユビキタスコンピューティング、つまりどんな場所でも余り意識しないで使えるということを言っていますから、そもそもここを、図書館を拠点とするという発想がちょっと古い。

その後で、インターネットを自宅から利用できない人々に対して云々とありますが、家で使えない人が図書館で使えるようになることはできないので、例えば有料の学術情報サービスですとか、あるいは新聞社のやっている企業サービスを図書館で提供するという意味ならわかるんですが、そうじゃなくて、その手段を図書館でウェブのという発想は、どうにかしようというのは難しいのじゃないのかと。あと、最後3ページでブックディテクションシステムの件が入っていますが、うちの学校の図書館にも入っていますが、正直に申し上げて、導入費とランニングコストを考えたら、その費用でなくなってしまった本より高いです。ですから、それだけ考えればコストは合わないのに、単純に紛失・散逸の制度だねということではなくて、もうちょっといろんな、前のページにあるようなICタグとか、そういうのをトータル的に考えていかないと多分、費用対効果は合わないと思うので、そこまで踏み込んで考えるのか。以上3点です。

大島委員長

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

まず全体的に、この運営協議会ですが、もちろん学識経験者も含めて、それから一般区民、図書館を利用されている方からの公募による区民の方と、それに図書館員を含めてという形であります。基本的には、そういう意味では、区民の感覚からいろんな形でその提言をいただいて、その提言の内容について、どういうふうにそれを具体的な施策展開をす

るかというのは、これから行政のほうとしての役割かなというふうに思っています。

基本的にはこの提言を受けまして、ちょっと順番が前後してしまいましたが、前回ご報告いたしました図書館の新しいあり方、その中に基本的な考え方を反映し、また具体的な施策の展開ということでは、10カ年計画、それから教育ビジョン、そういったものの中に一つずつ落とし込みをして今後の施策展開をしっかりと組み立てていく、構築をしていくということになるかと思えます。

具体的などころですが、まず1ページのところの課題解決支援機能の充実ということで、確かにそれは非常にイメージとしてわかりにくい部分があるかというふうに思えます。これは前回のあり方のところでもご説明申し上げましたけれども、いわゆるこれまで図書を中心に展開してきた、資料を収集・保存し提供すると、そういった機能に加えて、区民・住民の方が自立的な形で、自分自身で課題について、それをどういうふうに側面として、情報として支援できるのかというような形での展開がこれから重要じゃないのかと。

1つここに具体的な形で、ビジネス支援とか学術志向というような形で書いてございます。そのほかに介護・福祉の課題であるとか、あるいは教育・子育ての課題であるとか、いろんな形で区民の方が求めているもの、それに具体的な形で情報と、あるいは資料の提供という機能の中でどう支援をしていくのかということになってくるかと思えます。その辺のところをこれから一つずつ、個々の施策としてつくっていくということになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

それから2ページのほう、確かにICT、それからまたこの図書館における情報のICTの活用ということでいえば、おっしゃったとおり、今インターネットですから、大概のおうちにはあります。パソコンがあって、それを使って図書の活用ということでいえば、図書館のほうにアクセスをしていただいて、いろんな検索あるいは予約といったような形での展開をしてございますが、その一方でまた、先ほどちょっと委員のほうからお話も出ましたとおり、有料のオンラインネットワーク、こちらのほうも図書館として契約をして、提供してございます。

そういう意味でできるだけ、例えば、特になかなか個人として入手しにくい部分について、図書館のほうでそういった形での情報提供、その拠点としてできないのかと。今やっておりますが、さらに地域間なども含めて拡大し、展開をしていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

それから、最後のところです。BDS、ブックディテクションシステムの導入というこ

とで、コストパフォーマンスの部分ですけれども、これは中野区の場合ですと、およそ年間に、定価額に直しますと約1,000万円近い図書の紛失というものがあります。非常にこれは累積していくと、大変な区民にとっての財産の損失ということになります。できるだけ早い段階でこのBDSのシステムを導入することによって、これが将来的に累積していきますと、やはり相当な額の損失ということになりますので、コスト面としていえば、このBDSのシステムそのものにつきましては、ハード面であればある程度一定、導入すれば、確かにコストはかかりますけれども、大体リースで回しますし、その間のコストの比較でいえば、やはり損失のほうを防ぐという意味ではかなり効果は期待できると。実際に全国的に、このBDSのシステムの導入につきましては、今かなり加速度的に公立図書館においても進んでございますので、中野区としてもやはりそういう意味で、区民の貴重な財産を守ることからも、前向きに取り組んでいく必要があるかなというふうに思っております。

大島委員長

どうぞ。

高木委員

この図書館運営協議会の位置づけなんですけど、今のご説明ですと、例えば教育委員会がいろんな課題について諮問して答申していただくという形ではなくて、区民の目線で気がついたことを、提言してくださいよということに聞こえるんです。そうすると、それに対して必ずしも、じゃ、提言受けただけでも違うよという部分はあっていいんですかね。

大島委員長

はいどうぞ、中央図書館長。

中央図書館長（統括）

2つの視点があると思うんですね。1つは、ここに学識経験者を入れていますので、その中には図書館情報学にかかわる大学の専門の先生も含まれてございますし、また行政の経験の方も含まれてございますので、そういう意味では、かなり踏み込んだ専門的な分野からの発言といえますか、意見というものもございます。その一方で、それだけではなくて、区民視線からの意見というものもあわせながら、やはりいろんなこういった提言というものは構築されていく必要があるんじゃないかと。その辺の、多様な視線というものがやはり折り合った中で、1つの提言という形でまとまっているというふうに考えております。

それを受けた私どものほうで、具体的な形で施策展開をどういうふうにやっていくのか。もちろんこの提言の内容そのものは、この協議会の中でいろいろ協議をいただいた結果でございますから、行政としてそれができる、できないという判断はまた、それはきちんとしていかなければならないし、教育委員会の中で、これから教育ビジョンの議論であるとか、そういった中で協議を重ねて、施策としてどう構築していくのか、とれるもの、とれないもの、いろいろあろうかと思いますが、それなりの協議が進められるんじゃないかなというふうには思っております。

大島委員長

そのほか、どうぞ。

高木委員

お話はわかりましたが、できれば今後、図書館運営協議会、続けていくと思うんですよ。やることはやっぱり、そこの提言に沿って教育委員会としても対応したいと思うんですが、やっぱり、もうちょっと、何か実行可能というか、そのほうに持って行っていただくような形で、その協議会のあり方も検討していただければと。何か提言させておいてできませんというのは、私はかえって申しわけないと思うんですね。だから、そこら辺をちょっと今後考えてほしいなと思います。

大島委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

私も運営協議会というものの位置づけというのをいま一つ理解しておりませんでした。きょうのご説明で概略的なところはわかったんですが、高木委員のご意見もあるので、せっかくこういう組織をつくるのであれば、それを有効活用して、より有効的な提言をしていただけるように、何か行政との、もう少し連携みたいなどころでのすり合わせをして活動していただいたらいいのではないかというような感想を持ちました。いずれにしても、また検討して進めていただきたいと思います。

ほかに報告事項はございますか。

では続きまして、協議事項に移ります。

<協議事項>

大島委員長

それでは協議事項として、「教育ビジョン（第2次）の検討について」の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

参事（教育経営担当）

それでは「教育ビジョン（第2次）の検討について」、ご協議のご説明をさせていただきます。今回ご協議いただきますのは、目標VIでございます。「地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる」ということでございます。生涯学習、スポーツ、また、今ご報告をいたしました図書館等についての課題でございます。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。「現状と課題」でございます。

まず区民の生涯学習活動の支援ということでございますが、中教審答申で言われているように、現在、国民一人ひとりに必要に応じて学び続けることができる環境づくりが急務になっている点、また、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められているということが言われてございます。

こうした中で区でも、ことぶき大学・大学院を初め、区民の生涯学習の支援を行ってきたところでございますけれども、学んだことを地域に生かす仕組みですとか基盤が不十分だということで、学習の成果が地域に還元されることが少なかったということがございます。こうした現状を踏まえまして、平成21年度より、ことぶき大学・大学院を見直しいたしまして、なかの生涯学習大学に改編をいたしてございます。

また、学習の機会をより一層拡充し、区民に多様で多彩な高度な学習機会を提供していくために、これまで行政中心に行われてきました生涯学習支援ということから、区内外の大学を含めましたさまざまな生涯学習資源を有効に活用して、ネットワーク化を行いまし、コーディネートを行うことによりまして、生涯学習支援を進めていくことが必要でございます。また、インターネットなど、IT技術を活用した生涯学習環境整備を整えていくことも必要でございます。

続きまして、生涯スポーツの環境整備でございます。平成19年文部科学省白書では、明るく活力ある社会を形成していく上で、国民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現は、我が国の重要な課題であるというような認識でございます。

こうした中で地域にあるスポーツ団体は、主に学校の校庭ですとか体育館を活用している活動をしてございますけれども、学校再編に伴いまして、活動場所の減少している現状、

また、今後、地域開放型の体育館の拡大、開放対象校や開放時間の拡大などを含めまして、学校施設を使いましてスポーツ環境を整えていく必要がございます。また、区の既存のスポーツ施設は老朽化が進んでいる現状でございます。またさらに、サッカー場などの広い施設が十分ではなく、区民のニーズにこたえられているとは言えない現状がございます。

続きまして、先ほど報告がありましたように、図書館についてでございます。前回ご協議をいただきました図書館の新しいあり方に基づいて、この項については記述をしております。

まず、魅力ある図書館の整備ということでございますけれども、区民の自立を支える課題解決型図書館の構築を目指す使命を持ち、区民のニーズに迅速・的確にこたえるネットワーク型図書館を目指してサービスの向上に努めるということでございます。

現在、中野区立図書館全館の蔵書数につきましては、区民1人当たり3.06冊ということでございます。また、開架書架、閉架書庫を合わせて、区民1人当たり4冊となる120万冊を整理目標としたいということでございます。また、開架図書更新率につきましては10%に上げるような取り組みを続けまして、平成20年度にはこの目標を達成することはできてございますが、今後ともこの更新率については10%を維持していく必要があるということでございます。

また、区民の資料の予約状況を見ますと、自宅からインターネットを使って予約をし、近くの地域図書館で受け取るというスタイルが大宗を占めているということで、着実に増加していることを踏まえまして、さらに地域センターなど区民に身近な施設でも図書資料の貸し出し・返却ができるようにしたいというふうに考えてございます。

地域図書館でございますけれども、現在、狭小で一部老朽化も進んでいるということから、課題解決型図書館としての充実した蔵書構成ですとか基本的なサービス、ネットワーク型図書館としての個性ある地域図書館づくりに必要な施設・設備水準を満たす図書館として、改築等の条件が整ったところから順次整備をしたいということでございます。本町図書館につきましては、移転改築をして、そのモデル館として整備をしていきたいということでございます。

また、学校図書館のことでございますけれども、この学校図書館を、中野区の目指すネットワーク型図書館構想の実現に向けまして、就学前の子どもや保護者などが利用できる地域開放型学校図書館を、学校再編に伴う統合新校の改築時ですとか大規模改修を行う際に、設置をしていきたいということでございます。また、それ以外の学校につきましても、

キッズ・プラザを学校に導入する際に、あわせて学校図書館を地域開放型として、必要な施設条件や図書の整備を図っていきたいと考えてございます。

図書館の新たな管理運営体制の構築でございます。平成16年度より全館の窓口サービス業務を委託化し、平成19年度より中央図書館レファレンス業務と各地域館管理業務一部の委託化を拡大してございますが、今後さらに指定管理者制度の導入を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、基盤構築と円滑な導入に向けた基盤整備を行った上で、平成25年度より全館一斉導入を図るというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

大島委員長

ここでお諮りします。本日ちょっと時間が押していますので、きょうは傍聴者発言等もございますので、きょうに限りましては、事務局からの説明までとして、協議の時間については次回以降ということではいかがでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

大島委員長

それでは、ご異議ございませんので、本日は残念ながら説明までといたしまして、次回はこの説明を受けたという前提で、質疑、協議のほうから進めるということにいたします。

ちょっと分断してまいりますと記憶が薄れたりしがちでございますけれども、我々ももう一度よく予習をして臨みたいと思っております。

それでは、以上で本日の日程をすべて終了いたしました。

ここで傍聴の皆様にも、7月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。

来週7月3日金曜日は、南中野中学校の訪問と生徒との対話集会のため、教育委員会の会議はありません。再来週7月10日金曜日は、午前10時からいつものとおり教育委員会の会議を開会する予定です。7月17日金曜日は、地域での教育委員会として、会場を野方地域センターに移して教育委員会を開会する予定です。開会時間はいつもどおり午前10時からです。7月24日金曜日は、午前10時からいつものとおり教育委員会の会議を開会する予定です。

したがって、7月の教育委員会の会議は、いつものとおり区役所で開会するのが7月10日と24日の2回、ほかに野方地域センターで開会するのが7月17日と、合わせて3回という予定になっております。

これもちまして、教育委員会第21回定例会を閉じます。

午前11時46分閉会